

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する方針

滋賀県農業共済組合

滋賀県農業共済組合（以下、当組合という。）は、男女雇用機会均等法に基づき、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止し、公正な採用選考を行います。また、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する行為を一切許しません。

1. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、役員及び職員による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいう。

- (1) 性的な事実関係を尋ねること
- (2) 性的な内容の情報を意図的に流布すること
- (3) 性的な関係を強要すること
- (4) 食事や交際を執拗に求めること
- (5) 必要なく身体に触ること
- (6) わいせつな図書・雑誌・図画または写真を配付したり、掲示したりすること
- (7) 私的な連絡先（SNS等を含む）への不適切な接触
- (8) 内定や選考結果をほのめかした不当な要求
- (9) その他、社会通念上、求職者等に不快感を与える性的な言動全般

2. 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に向けた取り組み

当組合は求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、以下の取り組みを行います。

- (1) 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する行為は一切許さないものとし、役職員に周知します。
- (2) 求職者等への連絡は、職員の私用端末からの連絡は行いません。
- (3) 求職者等との面接は、当組合の指定する場所で必ず複数の役職員で行います。
- (4) 該当する行為を行った者については、迅速かつ正確に事実確認のうえ厳正に対処します。

3. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応

該当行為があったときは、事実関係を迅速かつ正確に確認します。

事実を確認したときは被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する処分及び再発防止策を講じる等、適切に対処します。

4. 相談窓口

電話、メールでの連絡も受け付けますので一人で悩まずにご相談ください。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが起こっている場合だけでなく、該当するかどうか微妙な場合も含め広く相談に対応します。

相談内容及び関係者の個人情報適切に管理し、相談をしたこと、事実確認に協力したことなどが採用選考に影響を与えることはありません。

《相談窓口》 滋賀県農業共済組合 総務部企画グループ

電話番号 077-524-5678

メールアドレス kikakujohou@shnosai.jp